経営幹部人材育成支援補助金 Q＆A

R6.11時点

Q．社内で実施する講座や研修は補助対象となるのか？

A．対象外となります。

Q．社内に講師を招いて実施する講座や研修は補助対象となるのか？

A．対象外となります。

Q．年度内に何回まで申請できるのか？

A．１年度１回限りとします。

Q．講座や研修を受講する従業員に条件はあるのか？

A．現在、市内に勤務地がない方は対象外となります。

Q．補助金の上限額までなら複数人の従業員を受講させた場合でも対象となるのか？

A．１名の従業員が受講するものに限ります。

Q．社長が受講する講座や研修は補助対象となるのか？

A．代表権がある方は対象外となります（実施要綱等参照）。

Q．どのような内容の講座や研修が対象となるのか？

A．講座や研修、申請書に記載いただいた内容について、経営幹部の育成に資する講座等であると総合的に判断したものが対象となります（実施要綱等参照）。

Q．対象外となる講座はなにか？

A．接遇・マナー講座など社会人として基礎的なスキルを習得するための講座などが対象外となります（実施要綱等参照）。

Q．講座や研修への出席日数に基準はあるのか？

A．４分の３以上の出席が必要となります。

Q．eラーニングや通信制による受講は補助対象となるのか？

A．全日、eラーニング又は通信制による受講である場合、対象外となります。

Q．従業員を外部の研修に派遣させる際にかかる交通費や宿泊費は補助対象となるのか？

A．対象外となります。補助対象経費は、講座等の受講に要する受講料や教材費となります。

Q．講座や研修中の食事代が受講料として含まれてしまっている場合、どうすればよいか？

A．講座や研修を実施することを主たる目的とした行為の一環として飲食等が実施されるものであり、受講と一体不可分なものとして考えるため補助対象とします。

　　ただし、飲食等の実施が、講座や研修とは別に単独で行われるものについては対象外となります。